

2018年度

SA

## 小論文

3月12日(月)  
【後期日程】

人文社会科学部 (社会学科)

10:00～11:30

### 注意事項

#### 試験開始前

- 1 監督者の指示があるまで、問題冊子、解答用紙、下書き用紙に手を触れてはいけません。
- 2 監督者の指示に従って、全部の解答用紙(3枚)に受験番号を記入しなさい。

#### 試験開始後

- 3 この問題冊子は、2ページあります。はじめに、問題冊子、解答用紙、下書き用紙(1枚(表裏))を確かめ、枚数の不足や、印刷の不鮮明なもの、ページの落丁・乱丁があった場合は、手をあげて監督者に申し出なさい。
- 4 解答は、すべて解答用紙に記入しなさい。(下書き用紙と間違わないよう十分注意してください。下書き用紙は採点対象となりません。)
- 5 問題は、声を出して読んではいけません。
- 6 配点は、比率(%)で表示してあります。

#### 試験終了後

- 7 問題冊子と下書き用紙は、必ず持ち帰りなさい。

次の文章を読んで、後の問に答えなさい。

制度というのは、革命や民主化のような政治変動による場合を除き、民衆にとっては基本的に権力から「与えられた」ものである。民衆が制度への自発的服従を示す契機は、その制度が「我々国民に便益を供するものである」という共同利害が存在することである。しかしながら、制度は必ずしも福利や快樂をもたらすものとは限らない。あるいは、当初は人々に便益を供する目的であったものの、時代の推移や環境の変化、さらには時の権力者の意図によって、個人の福利や快樂を制限し、ひいては自由を抑圧するものへと変化する場合もある。

ゆえに、あらゆる制度はそれへの承認や協調を民衆から不断に引き出すような「原理」に支えられなければ有効性をもって存在しえない。制度の埒外まがひに生きる人間に対しては、そうした制度の原理が「同調」を求める圧力としてはたらく、制度の支配下に組み込んでいくのである。

では、戸籍制度を支える原理とは何なのであろうか。これを掴み取らねば、「日本人」でありながら無戸籍であることが「恥辱」「不名誉」とされてきたことの意味が理解できない。

もとをただせば、戸籍は国民のためではなく国家のために利益をもたらす制度なのである。古代国家の時代より、戸籍は軍事や課役の目的から国民を動員すべき資源として把握するための手段であった。明治時代になって、戸籍は「日本国民」の登録として装いを新たにした。それが一八七二年に全国統一の戸籍法として成立した「壬申戸籍」である。この壬申戸籍以来、戸籍は今日まで一四〇年余りにわたって「日本人」の公証資料として生き続けている。外国人は徹頭徹尾、戸籍法の適用外に置かれ、その代わりに外国人登録（二〇一二年からは「在留カード」）によって管理されてきた。

日本人と戸籍の関係がかくも長い歴史に及んだことの帰結として、「日本人」であるならば戸籍をもっているのが当たり前である、という集合意識ができあがった。こうした戸籍をめぐる日本人の法的・文化的な意識は、かつて法学者の山主政幸は「戸籍意識」と呼んだ一方、戸籍行政をつかさどる法務官僚の言によれば、「私たち日本人の帰属意識や思考の型を示すもの」として「戸籍文化」と呼びうるものである。

「国民であること」＝「国籍をもつこと」＝「戸籍をもつこと」という図式が日本社会に定着していくと、戸籍は「日本人」の証明という精神的・道徳的な規範としての位置をも占めるようになり、戸籍をもつ者が「正しき日本人」という社会通念が作り出されてきた。されば、「日本人」でありながら戸籍をもたない者は「まともな日本人ではない」という烙印を押され、彼らに浴びせられる衆人の視線は差別や偏見の色を濃くする。無戸籍の身となった経緯に対して、叩けば埃が出るだろうといった無慮な詮索や憶測が飛び交い、それが重圧となって無戸籍者の生活環境を陰鬱いんうつな影で覆うことになる。そのような闇の中で無戸籍者が、「国民」として認められない自分とは何なのかという自責の念に苛まれる姿は悲哀に満ちている。

だが、戸籍それ自体にいかなる価値があるのかと問われれば、多くの人が沈黙をもって答えるであろう。価値をもつとされるのは戸籍そのものよりも、

戸籍が象徴する理想や徳義であり、それらが人々の精神を拘束する力となるのである。戸籍法が単なる手続的な身分登録法にとどまるものであれば、これほど長きにわたって「日本人」の精神構造を律するものであり続けたであろうか。「戸籍法ハ倫理ノ大分ナリ」とは一四〇年近く前の一政治家の言葉であるが、今日も戸籍は「道徳律」として日本社会に生きていくのではないか。

政治学者大山郁夫曰く「国家が道徳律に支配されねばならぬものであるといふ如き考は西洋の政治学史を辿れば昔から存してゐること」である。古来、国家はその存立の基盤をより安定的に維持するために、個人の価値観を服従させるための道徳律を実現しようとしてきた。

では、道徳律を成立させる契機とは何であろうか。社会学者デュルケムによれば、ひとたび社会において一定の集団が形成されると道徳的生活が生まれ、人々が「規則正しい関係」の連合を築くことによつて「全体の感情」が生まれる。「この全体に執着し、全体の利害に関心を向け、自らの行為について全体を顧慮せずにいることはできない」という感情、すなわち個人の利害を「それを超越する何者か」に従属させようという感情が明確化され、「最も日常的な最も重要な諸事情に適用されて確定した公式に表される」とき、それは一体の「道徳律」となる。

かかるデュルケムの説に即してみるならば、まさしく日本人は戸籍に記載された者こそが「正しき日本人」であり、「正しき家族」であるという「公式」に従属しているようにみえる。例えば、子が生まれたら出生届を、結婚するのなら婚姻届を役所に出す。それらの行為に付随する「非嫡出子」の記載や「氏」の夫婦統一など、法が定める記載事項にたとえ抵抗を覚えても、国民「全体」がそうしているのだからと法に忍従して届出を果たす。かくして戸籍による国民管理が着実に整備されていく。このような、おのれの自由意思を封じて戸籍制度に服従する態度、「日本人」として大勢に同調しようとする心理、ここに日本社会における戸籍の「道徳律」としての定着を見て取れるのではないか。

法務官僚の一人にいわせると「我が国の戸籍制度が、現在のように世界にも全く類例を見ない立派な身分公証制度として発展し、整然と完備するに至るまで」には、「戸籍制度に対する国民の深い理解と協力」があったとのことである。だが現実には、その「世界にも全く類例を見ない立派な」はずの戸籍制度から漏れ落ち、国家からその存在を認識されていない人間たちが、一人ひとりと知れず生きている。国家の倫理からすれば、彼らは戸籍制度に対する「理解と協力」の欠如した「非国民」として訓戒されるべきなのであるか。

あらためて問う。一体、戸籍のない「日本人」とは何者なのだろうか。

(遠藤正敬「戸籍と無戸籍——「日本人」の輪郭」人文書院 二〇一七年刊より一部改変。)

問一 戸籍制度を筆者はどのようなものと捉えているか、句読点を含んで二〇〇字以内で要約しなさい。(配点三〇%)

問二 傍線部について、本文の内容を踏まえながら、あなたの考えを、句読点を含んで六〇〇字以内で述べなさい。(配点七〇%)